

徳島県情報公開審査会答申第143号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成26年8月25日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H○年○月に○○土地改良区に係る定期検査に係る指導及び回答文書検査結果含む関係書類一式（評価検査課）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成26年9月8日、実施機関は、本件請求に係る公文書を次の(1)及び(2)の文書（以下「本件公文書」と総称する。）と特定し、条例第8条第1号、第2号及び第4号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分1」という。）を行い、異議申立人に通知した。

(1) 平成23年度○○土地改良区検査書及び立案文書

(2) 平成23年度○○土地改良区回答書及び立案文書

その後、実施機関は、非公開とした部分について再度検討した結果、平成27年3月6日付けで、本件処分1において非公開とした情報のうち、「検査に従事した者の職、氏名及び印影」を公開する本件処分1の一部を変更する処分（以下「本件処分2」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成26年9月16日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行い、同年10月29日、異議申立ての一部を補正した。

4 諮問

平成26年11月26日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 南部総合県民局(阿南)は、平成23年度に実施した〇〇土地改良区に対する定期検査(以下「本件検査」という。)の翌年度に、当該土地改良区に対して本件検査の検査指摘事項に対する改善等の措置の履行状況を確認するための立入調査(以下「本件履行確認」という。)を実施している。

評価検査課は、南部総合県民局(阿南)に対して本件履行確認の実施を要請し、その後、同局から本件履行確認の結果報告を受けている。

よって、評価検査課は、本件履行確認についての依頼文書及び報告文書を保有しているはずであるが、これらの資料を隠して公開していない(以下「本件異議申立て1」という。)

- (2) 検査に従事した者の氏名及び印影は、平成23年度から平成25年度まで再三一般公開している。また、公務で検査した従事者であり、公にするのは当たり前のことである(以下「本件異議申立て2」という。)

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 土地改良区に対する定期検査について

土地改良区に対する定期検査は、土地改良法第132条第1項の規定に基づき、被検査団体が法令等を遵守し、事業目的に沿った業務運営や会計事務等が適正に行われているかを検査するものであり、平成24年4月からは、検査の客観性・中立性を高めるため、土地改良法に基づく指導部局と分離・独立した監察局評価検査課において原則として3年に1回実施している。

検査が終わると、実施機関は、財務内容、組織管理、事業運営等における改善又は是正すべき点を記載した「検査書」を被検査団体である土地改良区に交付し、当該土地改良区からは検査指摘事項に対する見解や今後とるべき方針等を記載した「検査回答書」が実施機関に提出される。

検査書及び検査回答書は、土地改良法に基づく定期検査を実施する部局(以下「検査部局」という。)から土地改良区に対する指導業務を所管する部局(以下「指導部局」という。)に送付され、指導部局は、これらの資料を指導業務の参考資料として使用している。

2 本件処分の理由等について

- (1) 本件処分1について

実施機関は、本件処分1により本件請求に係る公文書を本件公文書と特定し、異議申立人に公開している。

異議申立人は、本件異議申立て1により「評価検査課は、本件公文書の他に南部総合県民局(阿南)が実施した本件履行確認についての依頼文書及び報告文書を保有している。」と主張するが、本件履行確認は、〇〇土地改良区の指導部局である南部総合県民局(阿南)が指導業務の一環として実施したものであり、検査部局である評価検査課が、指導部局である南部総合県民局(阿南)に本件履行確認の依頼をしたり、同局から結果報告を受けたという事実はない。

よって、実施機関は、異議申立人が公開を求める本件履行確認についての依頼文書及び報告文書を保有しておらず、本件請求に係る保有公文書は本件公文書以外には存在しない。

(2) 本件処分2について

実施機関は、非公開とした部分について再度検討した結果、当初の段階では非公開としていた「検査に従事した者の職、氏名及び印影」を本件処分2により改めて公開している。

異議申立人は、本件異議申立て2により「検査に従事した者の氏名及び印影」の公開を求めているが、これらの情報は、本件処分2により全て公開していることから当該異議申立ての利益は失われている。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件検査及び本件履行確認について

(1) 本件検査について

実施機関は、土地改良法第132条第1項の規定に基づき、土地改良区が法令等を遵守し、事業目的に沿った業務運営や会計事務等が適正に行われているかを検査するために定期検査を実施している。

本件検査は、検査指導課(当時の検査部局)が〇〇土地改良区に対して平成23年度に実施した同様の定期検査であり、検査指導課は、検査終了後に財務内容、組織管理、事業運営等における改善又は是正すべき点を記載した「検査書」を当該土地改良区に交付し、当該土地改良区から検査指導課に対しては、検査指摘事項に係る見解や今後とるべき方針等を記載した「検査回答書」が提出されている。

(2) 本件履行確認について

検査指導課は、本件検査終了後に指導業務の参考資料として、検査書及び検査回答書を〇〇土地改良区の指導部局である南部総合県民局(阿南)に送付している。

本件履行確認は、検査指摘事項に対する改善等の措置の履行状況を確認するため

に、南部総合県民局(阿南)が〇〇土地改良区に対して平成24年度に実施した立入調査である。

2 本件請求について

本件請求は、評価検査課が保有する本件検査に関する指導及び回答文書について、検査結果を含めた関係書類一式の公開を求めるものである。

3 本件公文書について

本件公文書は、本件検査において実施機関が作成した「検査書の作成及び発送に係る稟議書」及び「検査回答書の受理及び発送に係る稟議書」であり、異議申立人が求める「本件検査の検査結果」に該当する文書であることが認められる。

よって、本件公文書は、実施機関の職員が職務上取得し、組織的に用いるものとして保有する公文書であり、本件請求の対象となる公文書に該当する。

4 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分1について

異議申立人は、実施機関が行った本件処分1について、本件異議申立て1により「本件公文書の他に対象公文書が存在する。」旨の文書特定の妥当性についてのみ異議を述べていることから、当審査会では、以下、本件請求に係る公文書として本件公文書を特定した実施機関の判断の妥当性について検討を行うこととする。

ア 本件請求に対して本件公文書を特定した点について

上記3のとおり、本件公文書は、本件請求の対象となる公文書に該当する。

よって、本件処分1において、本件公文書を対象公文書に特定し、これを公開した点についての実施機関の判断は妥当なものと認められる。

イ 他の対象公文書の存否について

異議申立人は、「評価検査課は、本件公文書の他に本件履行確認についての依頼文書及び報告文書を保有している。」と主張していることから、以下、当該文書の存否について検討を行う。

実施機関においては、土地改良区に対する定期検査の客観性・中立性を高めるために指導部局と検査部局を分離し、平成24年4月からは評価検査課が独立的かつ専門的な立場から検査業務を実施している。

実施機関の説明によると、「本件履行確認は、〇〇土地改良区の指導部局である南部総合県民局(阿南)が指導業務の一環として実施したものであり、検査部局である評価検査課が南部総合県民局(阿南)に本件履行確認を依頼したり、同局から結果報告を受けた事実はない。」「よって、実施機関は、異議申立人が公開を求める本件履行確認についての依頼文書及び報告文書を保有していない。」とのことであるが、検査部局と指導部局を分離・独立した前述の経緯からすると、指導業務の

一環である本件履行確認に検査部局である評価検査課が関与していないことに不合理な点はなく、当該文書を保有していないとする実施機関の説明は是認できるものである。

ウ 以上のことから、本件処分1において本件公文書を特定した実施機関の判断は妥当である。

(2) 本件処分2について

実施機関は、非公開とした部分について再度検討した結果、当初の段階では非公開としていた「検査に従事した者の職、氏名及び印影」を本件処分2により改めて公開している。

異議申立人は、本件異議申立て2により「検査に従事した者の氏名及び印影」の公開を求めているが、これらの情報は本件処分2により全て公開されており、当該異議申立ては既にその利益を失っているため、実施機関において却下すべきものであって、本件処分2について当審査会において判断する余地はない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成26年11月26日	諮問
12月26日	実施機関からの理由説明書を受理
平成27年 4月 2日	審議（第126回審査会）
5月21日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議（第127回審査会）
7月22日	実施機関からの口頭理由説明、審議（第128回審査会）
9月 4日	審議（第129回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
上原 克之	徳島大学大学院 ソシオ・アーツ・アンド・ サイエンス研究部 准教授	会長職務代理者
大道 晋	弁護士	会長 会長職務代理者 (平成27年7月31日まで)
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	平成27年8月1日就任
益田 歩美	弁護士	
松尾 博	元徳島新聞社 相談役・論説委員長	会長 (平成27年7月31日まで) 平成27年7月31日退任
真鍋 恵美子	公認会計士, 税理士	